

混合交通を観察する  
**DOCUMENT**  
series—209  
**Eye**



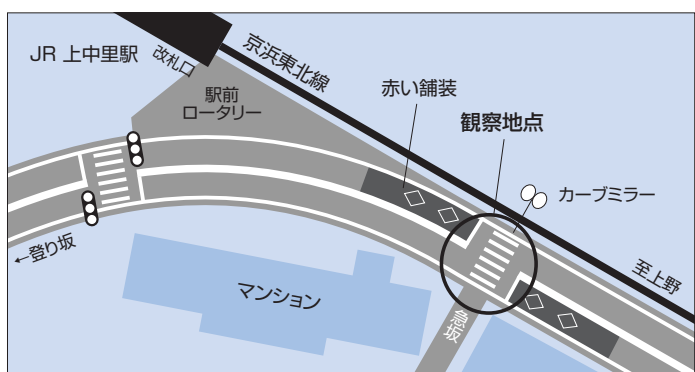
歩行者が横断待ちをしていても一時停止をしないクルマが多い

●朝の通勤時間帯に信号機のない横断歩道で歩行者保護を行う車両を観察する  
**道路を横断しようとする歩行者に接近した車両に接近した車両は140台(88.1%)**  
**一時停止をしないで通過した車両は159台中**

●WHY  
**車両は歩行者の横断を優先させているか?**

平成18年中の人対車両の交通事故7万7412件中、道路を横断中の歩行者と車両との事故が4万4513件。その約半数の2万3518件が、横断歩道および横断歩道付近で発生している。また、平成18年に交通事故が最も多かった時間帯は、午後4時から6時。次いで、朝の8時から10時の通勤時間帯に多く発生している。

●観察場所/東京都北区上中里1丁目付近  
●観察日/6月13日(水曜日)  
●天候/晴れ  
●観察時間/7:50~8:50  
●観察者/4名



●WATCHING  
**歩行者保護をまったく行っていない自転車**

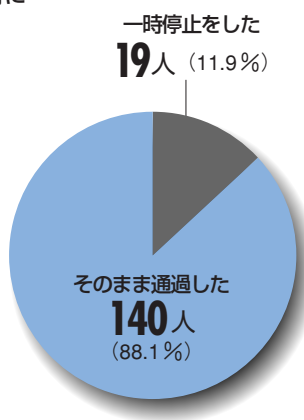
道路交通法では、車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等がある時は、その横断歩道の手前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならぬ(38条第1項後段)と定められている。朝の通勤時間帯に駅前付近の信号機のない横断歩道で、車両が一時停止をして歩行者の横断を優先させているか観察してみた。

観察場所は東京都北区のJR京浜東北線「上中里」駅付近の信号機のない横断歩道。観察時には、学生など多くの人がこの横断歩道を利用していた。道路は片側一車線。横断歩道の前後には赤褐色の道路舗装と横断歩道を示すひし形マーク、さらに横断歩道付近には横断歩道を示す標識が設けられていた。

観察の結果、歩行者が横断しようとしている時に接近した車両は、乗用車53台、商用車・タクシー68台、二輪車16台、自転車22台、の計159台。このうち、一時停止した車両は、乗用車8台、商用車・タクシー8台、二輪車3台、自転車0台の計19台だった。歩行者がいても140台(88.1%)の車両は、そのまま通過しており、逆に歩行者側が積極的に左右確認を行い、車両が途切れるまで待つ横断する例がほとんどであった。車両が連なって進行してくる場合、先頭車両が一時停止をしないと、後続車もほとんどそのまま通過していた。携帯電話で通話をしながら通過した乗用車のドライバーも見かけた。観察では、歩行者を優先させる自転車は1台も見られなかつた。乗用車が歩行者保護のため停止している間にも、横断中の歩行者の脇をすり抜けていく自転車が観察された。

●信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとした時に接近した車両(159台)

	一時停止をした	そのまま通過した	計
乗用車	8 (15.1%)	45 (84.9%)	53
商用車・タクシー	8 (11.8%)	60 (88.2%)	68
二輪車	3 (18.7%)	13 (81.3%)	16
自転車	0 (0%)	22 (100%)	22
計	19 (11.9%)	140 (88.1%)	159



一方、一時停止を行った車両では、バイク便のライダーが横断歩道手前で一時停止し、手で横断を促した例や、ライトをパッシングさせて横断を促すタクシーなど積極的に意思表示する様子も見かけた。また、北の車両は、きちんと歩行者のために一時停止を行っていた。幼児や小学生が横断歩道にいた場合は一時停止をする例も多かったが、歩行者が中高生や大人の場合は、そのまま通過してしまうことが多い。



歩行者保護をした自転車は1台も見られなかった

観察では、進路前方の横断歩道で歩行者の横断を優先する車両は少なかつた。子どもや高齢者に対してだけではなく、横断歩道を渡っている、または渡ろうとしているすべての歩行者に対して、自転車を含む車両は一時停止を行い、歩行者を適切に横断させなければならない。歩行者側も、急な飛び出しや無理な横断はせず、左右確認をしっかりとし、安全確保のために自分の存在をアピールすることが大切だ。交通参加者すべてがお互いに有効なコミュニケーションをとって毎日を安全に過ごしてほしい。

●PROPOSE  
**横断歩道では一時停止をしてすべての歩行者の横断を妨げない**



一時停止をして親子連れの横断を優先させる二輪車



停止線の手前で一時停止をするタクシー